

平成 31 年 4 月 12 日
事 務 連 絡

国土交通省関係局バリアフリー施策担当課
各地方運輸局・地方整備局等バリアフリー施策担当課 御中

国土交通省総合政策局
安 心 生 活 政 策 課

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」
の活用について（周知依頼）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく基本構想制度における課題に対応するため、平成 30 年 11 月より施行された改正バリアフリー法において、移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）制度を創設するとともに、おおむね 5 年ごとにマスタープランや基本構想を見直す規定や、都道府県の関与を強化する規定、マスタープラン制度において地区内の公共交通事業者及び道路管理者からの施設設置に係る届出制度を設けることとしたところです。

今般、平成 30 年度に開催した学識経験者、障害当事者等との検討会における、基本構想の見直し方法の検討や都道府県が効率的・効果的な関与を行う際のポイントの整理、施設間連携による一体的なバリアフリー化の事例収集等を踏まえ、既存の基本構想及びマスタープランに関するガイドブック及びマニュアルを 1 つに統合するとともに、内容の見直し及び拡充を図り、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」として新たに作成しました。

つきましては、本省各局及び各地方整備局等におかれましては、局内関係部局へ、各地方運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。）におかれましては、局内関係部局及び管内の地方公共団体へ本ガイドラインの積極的な活用について周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

【移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの公表ページ】
国土交通省の以下のページにて公表しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 杉野、松山
T E L : 03-5253-8111（内線 24-215、25-506）
F A X : 03-5253-1552